

衣浦港3号地廃棄物最終処分場廃棄物等の受入基準

新

種類	受入基準
共通受入基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別管理廃棄物に該当しないもの。 2. 引火性、発火性、爆発性、発熱、火気・熱気を帯びていないもの、及び有毒ガスの発生等のないもの。 3. 発色性、発泡性、油膜の発生等のないもの。 4. 腐敗性でないもの、及び腐敗性のもの(紙を含む)が混入又は付着していないこと。 5. 浸出液のpHが著しく高くないこと、又は著しく低くないこと。 6. 著しい臭気がないこと。 7. 搬入及び埋立に当たって取扱いが困難でないもの。 8. 著しい飛散性を有しないこと。ただし、散水、梱包及び溶融などの飛散防止措置を行ったものを除く。 9. 合成樹脂を発泡させたもの(ウレタンフォーム、発泡スチロール等)を含まないこと。 10. 石膏ボードを含まないこと。 11. アスファルトを含まないこと。 12. 石綿含有廃棄物を含まないこと。 13. 蛍光灯・水銀灯(破片を含む)・プリント基板を含まないこと。 14. 水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物でないこと。 15. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の諸規定に適合するとともに環境保全上支障のないもの。

衣浦港3号地廃棄物最終処分場廃棄物等の受入基準

旧

種類	受入基準
共通受入基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別管理廃棄物に該当しないもの。 2. 引火性、発火性、爆発性、発熱、火気・熱気を帯びていないもの、及び有毒ガスの発生等のないもの。 3. 発色性、発泡性、油膜の発生等のないもの。 4. 腐敗性でないもの、及び腐敗性のもの(紙を含む)が混入又は付着していないこと。 5. 浸出液のpHが著しく高くないこと、又は著しく低くないこと。 6. 著しい臭気がないこと。 7. 搬入及び埋立に当たって取扱いが困難でないもの。 8. 著しい飛散性を有しないこと。ただし、散水、梱包及び溶融などの飛散防止措置を行ったものを除く。 9. 合成樹脂を発泡させたもの(ウレタンフォーム、発泡スチロール等)を含まないこと。 10. 石膏ボードを含まないこと。 11. アスファルトを含まないこと。 12. 石綿含有廃棄物を含まないこと。 13. 蛍光灯・水銀灯(破片を含む)・プリント基板を含まないこと。 14. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の諸規定に適合するとともに環境保全上支障のないもの。